

河原田盛美における「分類」の思想

Kawarada Moriharu of “Categories” of Thought

高江洲 昌哉

TAKAESU Masaya

要 旨

南会津出身の河原田盛美は、琉球という南会津とは違う環境の場所に赴き、そこで「琉球処分」に関与し、「異形」の琉球人を目の当たりにしたにもかかわらず、日本と琉球は同じという「日琉同祖論」の言説を述べている。本稿は、この点に注目し、河原田本人は自身の日本観に疑問を抱かなかったのか、抱かなかったとするならばそれは何に由来しているのか、この点の解明を主たる目的としている。そのための手がかりとして、河原田の物産に対する強い関心に注目した。こうした物産に対する視点を考えた場合、そのモノが「役に立つかどうか」を見極める「効用」観を指摘することができる。この「効用」観には、分類の視点や改良の視点をあげることができよう。

河原田が琉球に赴任した頃の日本は、国家の独立と文明化というものが主たる目標であった。同時代人としての河原田も、幕末期に「荒木田守宣ノ門ニ入り神道祓式等ヲ学」んでいるように「皇国」意識だけでなく、「今や万国交際ノ日ニ当り諸般文化ノ域ニ向フ、第一国体ヲ確立シ富強ノ方策ヲ立ル……全国ノ人民勉メテ百工物産ヲ富殖シ」と、国体の確立と物産富強とを結び付ける意識も持っていた。このように河原田は、国家の独立のために文明化を担うことに強い使命感があった。こうした河原田の物産に対する「効用」観や国家観を考えると、国益に即して、琉球が日本であると分類しても不思議ではない。河原田の「効用」観と国家観の関わりから考察することで、これまで別々に言及されてきた「琉球処分」への関与や水産官僚時代の働きの連続性を指摘する。

対象を眺め、それを分類するという思想が、産業か、それとも政治かによって分けられるのではなく、博物学的探求と政治の仕事の間に断絶もなく併存し、それが後の水産業改良という勸業実践にもつながることを示すことで、「転換」と「底流」する連続性について言及することを目的としている。

キーワード：分類、効用、日琉同祖論、皇国、文明化

はじめに

本稿を執筆した直接的な動機は、南会津出身の河原田盛美（以下、河原田と略記）が、琉球という南会津とは違う環境の場所に赴き、そこで「琉球処分」に関与することで、所謂近世／近代初期の「日本人」とは違う「異形」の琉球人を目の当たりにしたにもかかわらず、日本と琉球は同じという「日琉同祖論」（以下、「同祖論」と略記）に基づく言説を述べたことに対し、河原田本人は自身の日本観に疑問を抱かなかったのか、抱かなかったとするならばそれは何に由来するのかという素朴な疑問を出発点にしている。ただし、これだけでは河原田の琉球観という問題になり、本研究のテーマからずれているとの批判を呼びかねない。そのため本題に入る前に、簡単な論点整理をおこない、本稿の立ち位置を確定したいと思う。

本成果論集の「はじめに」で述べたように、河原田には物産に対する強い関心があった。こうした物産に対する視点を考えた場合、そのモノが「役に立つかどうか」を見極める「効用」観という評価軸の存在を指摘することができる。このモノに対する「効用」観を機能別に分けると、“役に立つかどうか”という分類の視点や、“あるモノが役に立つよう改良する”という改良の視点をあげることができよう。

こうした視点とは別に『河原田盛美履歴』から確認できるように、河原田は元治元（1864）年に伊勢神宮の「荒木田守宣ノ門ニ入り神道祓式等ヲ学」んでいる。また、「神道教養講」という講にも加入している。神職の資格も得ている（河原田家には盛美没後も、盛美の神職用の装身具が残されていたそうである・石田正子氏談）。後述するように、晩年には『香取神社誌』の刊行にも尽力している。河原田は日本を天皇が統治する国、自国を「皇国」と表記するような「皇国観」を持っているので、河原田の神道家の側面は、河原田の日本観を考えるうえで必要な観点である（写真1）。

以上、河原田の物産改良の姿勢と日本観を確認したが、明治以前の河原田の物産改良の取り組みは家業レベルであったかもしれないが、明治に入ると、「今や万国交際ノ日ニ当リ諸般文化ノ域ニ向フ、第一国体ヲ確立シ富強ノ方策ヲ立ル……全国ノ人民勉メテ百工物産ヲ富殖シ」⁽¹⁾（明治5年）というように国体の確立と物産富強とが結び付くものであった。このように、国家を軸に「役に立つ」ものへの関心という行動規範が強くなったことを踏まえれば、本稿のキーワードである「分類」という問題の所在を確認することができると思う。さらに「分類」という作業が政治の世界に入ってくると、「両属」と言われた琉球を、「同祖論」を根拠に琉球を日本に分類するという行為（処分）を推進する行動原理になったと説明することもできよう。

もっとも、河原田に限らず、「琉球処分」期の「同祖論」の根拠は、幾分主観的な根拠であり、名分論的（結論ありき）な分類ともいえる。「同祖論」的「分類」は、言語や習俗といった、ある程度の指標を踏まえたものではありながら、「初めに結論ありき」の政治的名分の側面を免れることは難しく、そうであるならば、科学的検証に弱いという意味で、水産業でみせるような分類（対象に注ぐ視点）と断絶しているともいえる。だがその一方で、人間の、地域の、国家のというように、「何かの役に立つ」という観点でモノを見るという姿勢から判

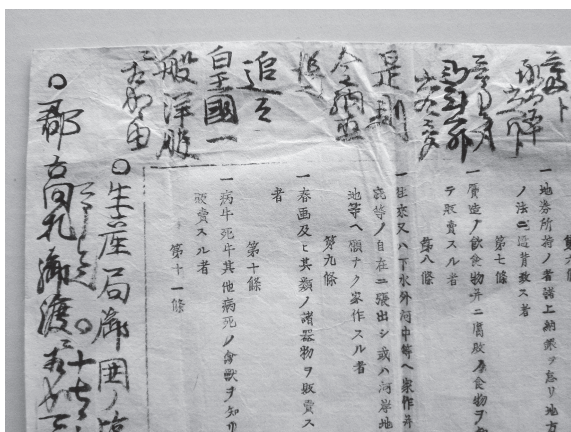


写真1 「皇国」書込（東京日々明治5年11月10日）

断すると、琉球が日本の専属であると分類することが、日本の「国益」に担っていると判断して行動したのであれば、幕末期に家業で見せた態度——「琉球処分」期の態度——農商務省時代の態度は継続しているともいえる。

対象を眺め、それを分類するという思想が、産業か、それとも政治かによって分けられるのではなく、博物学的探求と政治の仕事の間に断絶もなく併存し、それが後の水産業改良という勸業実践にもつながることを示すことで、「本草学的知識から近代勸業的实践への転換」という研究課題において、底流する連続性を示すことが、本稿の目的といえる。

更に言えば、本草学には「中味が異なっている、ところにより名が同じという場合もある。いうならば、この名とモノとの対応を十二分に吟味することが本草学の基本であり」⁽²⁾ というように“名づけ”ることへの使命感というものが指摘されている。本草学におけるこうした使命感を支えるものとして「名の根源である古語や古名、いわば名のもっとも初源の語形を見出し、それを吟味することが、名物学の方法の一つとして要請される」⁽³⁾ という名物学の手法と、「文献学的な批判をして、テキストをたよれる正しいものにする努力、^{テキストクリティクス}本文批判も重要な仕事である。本草学者は……それぞれの文献の正しさを吟味する^{フィロロジスト}文献学者でなければならない」⁽⁴⁾ という文献学の手法を必要とするものであった。本草学を学ぶことを通して名とモノの一致をさぐる知的態度を身につけていたのなら、「両属」の中にあつた琉球を、日本の「専属」であると主張する「同祖」論によって「琉球処分」を遂行する政治態度との知的近似性があつたと指摘することも可能であろう。

もっとも、河原田は多くを語る人ではなく、その思想の多くは不可視化されている。「同祖論」を前提とする政策を遂行した河原田がどのように考えていたのか、その思想に近づくためにどのような方策が可能なのか、史料的裏付けが難しいことも確かに存在する。

こうした実証面での難しさだけでなく、ある意味で、「琉球処分」は武力による併合が本質で、日琉同祖論は「方便」と片づけることも可能にする歴史的評価⁽⁵⁾ も存在する。「琉球処分」に対するこのような評価があり、史料面での裏付けが難しく、当事者の意識というものは第三者からはわかりづらいものであるならば、敢えて取り掛かる必要もないといえる。そうかもしれないが、「同祖論」の活用がどのような思想的背景のもとに行われたのかを探求する必要があると考える。何故なら、「同祖」という言葉には、日本人と同じか否かという判別をもたらすものであり、そこには包摂と排除という近代日本を考える際に避けては通れない問題とつながってくる。かかる問題を前提にすれば、近代日本を生きた一日本人として、その営為を検証することは十分意味がある。特に、戊辰戦争で「朝敵」とされた会津出身で豪農の階層、明治維新後は内務省に入り「琉球処分」に関与する、その後の農商務省での活動や県会議員としての活動は、他には類例がない河原田の特異な経歴であるといえる。だが、それと同時に、その背景にある幕末維新时期に醸成された皇国観は、「尊王思想」の一種として、限定つきながら多くの日本人が共有した価値観ともいえよう。

河原田はどのような思想的背景のもと琉球を日本に分類したのか。このように「琉球処分」と「同祖論」の関係を、「分類」という行為で再検討することで、研究班のテーマである「本草学的知識から近代勸業的实践の転換」という「転換」の問題を、思想的に厚みを加えることができると考える。さらに政治活動の方面から「転換」の意味を照射することができよう。先述の通り、史料的制約もあり、全面解明という訳には至らなかったが、多少なりとも、論点を明示化することで、近世—近代の知識の問題と政治秩序の連関をみていきたいと思う。

1. 日琉同祖論と「琉球処分」

本節では、政治的な場で表明された「同祖論」の輪郭というものを確認したい。明治8年に「琉球処分」の強硬的措置が決定された際、「琉球之國タル地勢人種風俗言語及ヒ古來ノ諸史ニ照スニ我日本國ノ版図タルコト固ヨリ論ヲ待タス」(『琉球処分』⁽⁶⁾、94頁) または、「琉球ハ地理人種風俗言語及ヒ我カ政府ノ保護ヲ受クル等ノ諸件ニ就テ論スルトモ固ヨリ我カ國ノ版図ニシテ所謂地理上ノ管轄ナリ」(『琉球処分』、121頁) というように、政府の保護と「人情風俗言語」の一致(これを「同祖論」とする)をもって、琉球の編入を正当化する言説が出されていた。

こうした明治政府の方針に対して、琉球側は「琉球ハ地理人種風俗言語等之諸件ニ就テ論スルトモ……(琉球は……引用者補筆) 皇國支那ノ中間ニ當リ地理之氣脈御兩國ヘ連続致シ人種風俗モ御兩國ヘ似寄言語ハ常式交通繁ク有之候故 皇國ニ似寄候是等ヲ以一定何方ニ固リ候トハ可難申哉ト奉存候事」(127頁) と、「似寄」ことに反論はしていないが、それをもって琉球が日本の版図に入ることに異論を呈している。琉球側の反論に対し、明治政府は改めて反論をしている。

此件琉球國ハ地理ノ氣脈日清兩國ニ連続スルトノ論何ノ所見ニ因ルヤ若シ所論ノ如クナレハ日清ハ則チ地脈ヲ同フスルノ國ト言ハサルヲ得ス豈ニ如此妄説アランヤ抑モ我カ國ト清國ト地脈ノ断絶シタルハ判然明白ニシテ我カ國ハ地勢東北ヨリ西南ニ走り其地尾九州諸山ノ地脈蜿蜒起伏遂ニ八重山島ニ至テ尽キ其形宛モ蜻蜓ノ如クニシテ琉球諸島ハ其尾ニ当レリ是琉球ハ我カ國ノ地脈ナリト謂フ所以ナリ……(琉球の) 風俗ハ我カ國ノ風俗最モ多ク就中我カ古代ノ風趣アリ然レトモ世ノ變遷ニ從ヒ他ノ交際ニ依テ自然變移スルモノアレハ亦日清兩國ノ風儀ヲ混同スルモノアリ…自然變移スルモノアリト雖モ古言鎌倉言薩摩言等多クシテ……故ニ地理人種風俗言語等ニ就テ論スルモ我カ國ノ版図ナリト謂フ所以ナリ(『琉球処分』137頁~138頁)

要は、交雑によって1つの起源に辿れないという説に対して、夾雑物を取り除くと、1つの起源に辿りつくという単系的な発想で反論したことになる。もっとも、明治12年の琉球処分案には、「土民ニ於テハ……其言語タルヤ本邦ノ古言ト彼ノ方言支那言トヲ混淆スルト雖要タルニ一種ノ方言ヲナシテ更ニ本邦人ニ通セス」(『琉球処分』、202頁) と述べ、「本邦人ニ通セス」に続けて割中で「官吏ハ皆ナ本邦ノ語ヲ用ユレトモ」という記述もあり、言語に関しては聊かご都合主義のところもある。もっとも、これが政治的分類の限界ともいえる。

2. 河原田の皇国観と同祖論

以上簡単ながら、公的な場で展開された「琉球処分」過程と「同祖論」の活用を瞥見した。次に河原田の「琉球処分」時の同祖論を見ていくが、河原田の同祖論を確認することができるものとして『琉球見聞録』に所収された資料⁽⁷⁾(写真2)がある。この資料は明治8年に「琉球処分」政策が、従来の漸進策から強硬策に変化した時に、抗議した琉球官人に提示したものである。この資料は書名がなく、内容としては河原田自身の「処分」の正当化と、琉球官人の対応を批判しているという性格を踏まえ、便宜的に「糾明状」⁽⁸⁾と名付けておく。この「糾明状」は「日本ノ本属ニシテ清國ノ隷屬ニアラサル」根拠として16か条あげており、その論は「万国公法」に照らしたものの4点、「天然ノ隷屬」(文化的統合)によるもの3点、「政令ノ隷屬」(政治的統合)とするもの4点、先に挙げた点と重複するものを含めて清國に從屬しない理由として12点あげている。これらを列

挙すると、①地脈の連綿、②日本人種、③上記及六国史等他の諸書に表れている、④朝貢租税を納めている、⑤日本の貨幣を用いている、⑥言語文字が同じ、⑦半ば鹿児島県が支配している、⑧従来から（日本の）官衙がある、⑨兵を設けている、⑩国用の足らざるものを補助している、⑪勸農刑律其他政教を布いている、⑫寺門の本寺が内地と同じ、⑬中興の国王は日本人皇の胤後である、⑭日本の藩屏である、⑮日本の国旗を立てている、⑯藩内難民の仇をうち清国政府から撫恤銀をとったこと（台湾出兵のこと）をあげている⁽⁹⁾。これらを確認すると、

写真2 琉球秘録より（国文学研究資料館所蔵）

必ずしも文化論的な要素だけで押しているわけではないことがわかる。また、この数字が優先順位なら、言語や後述する王統の連続性は低いといえるが、「地脈」と「人種」という茫漠とした枠組みが冒頭に置かれている点も加味して判断する必要がある。よって、河原田は様々な論を駆使して、琉球を日本に「分類」しようとしていたとまとめることができる。

ちなみに「糾明状」には草稿⁽¹⁰⁾があり、活字版には削除された箇所が多数存在する。以下草稿の文章を引用しながら、河原田の論理を確認していきたい。例えば清・日を父母の国と比喩することに対し、「日本ハ君ナリ又父母ノ間ナラスヤ外ニ君親アル可キ謂レナシ若シ亦支那ヲ養父ト見ナスモ日本ノ本籍ヲ免レサルモノト云可シ」とか、「兩國ヲ父母ノ国トセハ父母ト母トハ夫婦ナランニ日清何ソ夫婦ナランヤは無言ノタトエト云可シ」と比喩の無効化を図る論を展開している⁽¹¹⁾。

さらに「世ノ変態ハ人ノ知ル処ロニ非ス時勢ノシカラシムル所ナリ外務卿ノ口達モ何ソ虚ト云可ンヤ」という時勢論も利用して、「両属」廃棄を正当化しようとしてきた⁽¹²⁾。

時勢論と開化の時代という時代認識に接ぎ木された形で皇国観も「糾明状」の論拠としては重要になってくるであろう。河原田は日本も「昔日ノ面目ヲ改メ万国ノ公法ニ照シ改革ス可キノ氣運ニ際シ此一事（琉球の「両属」状態のこと……引用者補筆）ヲ改メンスンバ大日本ノ国権ニ関ス国権ニ関スレハ乃チ万世一系ノ帝位ヲ踐マセ玉フ大日本 天皇陛下ノ体面ニ関ス豈ニ革サル可ンヤ」という天皇の体面が傷つけられるとして、「両属」解消を述べている。こうした「皇化」と「開化」⁽¹³⁾の論によって、「両属」解消を目指していた⁽¹⁴⁾。

同祖論の論拠の1つとして、琉球王（初代舜天）は源為朝の子であるとする論がある。それによって、日本とのつながりを強調するわけだが、先述したように、河原田の「糾明状」にもこのことは述べられている。特に、草稿部分には「日本ニハ上記等ノ古書ニ琉球開国ノコトヲ載セ其他ノ諸書ニ歴々徴ス可キモノ舜天ノ国王トナルモハ必ス王子按司ノ如キ王家ニ縁アルニ非ス父為朝ノ勇氣ニシテ且ツ仁徳アリテ舜天モ亦父ニ似テ勇武宏量衆ニ超ユルモノナリ此時既ニ為朝南島ヲ統把シタルニ是レ琉球ノ独立国ニ非サル明瞭ナリ」と、先に挙げた16か条の根拠で言及した部分（13条目）よりは詳しく述べている。

この為朝伝説について、琉球側では羽地朝秀の『中山世鑑』があり、日本本土側の情報源としては、『南島志』や『椿説弓張月』（以下、弓張月と略記）が該当するであろう。近世読書人への影響力といえば、弓張月のほうが強いと思える。こうした点から弓張月と河原田の関連を考えると、河原田の『沖繩物産志』の記述から、弓張月との関連を覗わせる記述がある⁽¹⁵⁾。また、河原田の蔵書目録にも弓張月を確認することができるので、河原田の琉球観に弓張月が影響を与えたことは否

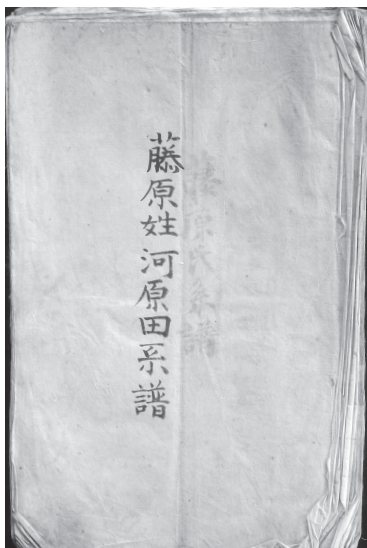


写真3 河原田家系図

定できない（もちろん、琉球赴任から物産志の記述まで、数年の開きがあるので、弓張月は琉球赴任終了後という仮説も成り立つ）。為朝伝説を河原田がどのように入手したのかは、本草学的知識とは違う部類に入るが、河原田の知識のありようを考えるうえで大事な点になると考える。こうした知識を動員して河原田なりに「同祖論」を構築し、「琉球処分」を推進した意味を測る必要がある。

また、河原田は、明治7年の内務省記録課在勤時代に「図書寮設立全国書籍保存記録編纂之事ヲ建議ス」⁽¹⁶⁾ という記録保存に関する建議案を草しているが、その文中に「書籍之貴重ナル国家モトヨリニ大益アルハ論ヲマタス歴史有ルヲ以古今国家之沿革ヲ知ル系譜有ルヲ以テ上ハ皇統連綿之尊キヨリ公侯士庶人ニ至ルマテ祖先ヲ明知ス」と、書籍によって過去を正しく知るという論旨で書籍保存の必要性を述べている。河原田の書籍保存の論拠には、系譜といった書物を通して、過去との正統なつながりを確認

し、過去と現在を正確に理解しようとする発想がある。また、『河原田文庫目録』を見ると、「家伝旧記之部」があり、河原田家では一定数の河原田家に関する史書を集めていたことが確認できる（写真3）。もっとも、『河原田盛美履歴』にある「官撰及自著ノ著」をみると、盛美自身は河原田家の系図伝記類は著していない。ただし、盛美の父親である弥七（盛一）は系図に関心があったようである。こうした由緒を求める知的雰囲気は建議書の文面をみると、盛美に影響／継承されているかもしれない。ここで確認したい点は、江戸末期における豪商農の由緒観そのものではなく、由緒観とそれに基づく書籍保存の必要性を説く論理——系譜によってつながりを「明知」という河原田の歴史観——は、「琉球処分」時の言説と親和性があったといえよう。

3. 近世日本の神国観と異人観

次に河原田の皇国観を措定するために、近世期における神国観の形成に関する研究を整理したい。

高木昭作⁽¹⁷⁾は、「黒川みどり『異化と同化の間』……は、日本近代社会の差別制度を主題とし、近代の差別が、『被差別部落は外国に出自する者の集団である』との認識のもとにおこなわれていた」（169頁）と、黒川の記述を手がかりに「そうした目で史料をみていると、被差別部落を外国人起源とする説が、かなりあることに気づかされる」（170頁）と述べ、「差別の問題を近世の神国観との関連で考えることには、大いに意義がある」（171頁）と問題提起をおこなっている。高木は、日本の中華思想としての神国思想の成立と展開を追う中で、社会の平和と秩序が安定するには、それぞれの役割を果たす、身分制の維持を正当化するイデオロギーが強くなり、「この国で秩序がたもれているのは、神国なればこそ……神国観と身分観との、相互の結びつきが可能となる」（207頁）という興味深い指摘をしている。

また、桂島宣弘は、18～19世紀の日本の自他認識の思想史ということで、西洋のインパクトによる自民族優越主義的な「日本」意識の発生に関する考察をおこなっている⁽¹⁸⁾。

また、若尾政希は、「近世における「日本」意識の形成」⁽¹⁹⁾の中で、「家と心の課題（家と心をどうおさめるかということ……引用者補筆）に対して、この列島の人々びとは、朱子学の方法論によって対応したのではない。みずからの家を過去にさかのぼり歴史的に位置付けようとする志向性と、自分という存在を宇宙・世界のなかに位置付けようとする志向とのほざまで、その課題に応えよう

としたのである」と述べて、日本人意識の形成に、家の安定・永続と心の落ち着かせが関与していると述べている。

田中優子は、「和」「武」「神国」という三つの側面の共存である。この三つの側面を共有できる地域が日本列島各地に存在していた⁽²⁰⁾と、「和」・「武」・「神国」が江戸時代を生きた日本人の日本観の特徴としてまとめている。

以上 19 世紀、前近代の日本意識に関する特徴的な先行研究を見てきたが、近世思想史——近代思想史と時代別に分断をおこなったり、同じ問題を時代が変われば別の人の思想で分析することが先行研究ではまみられるが、河原田の場合は、「皇国」観をもった明治以降も生きた同一人物ということで、当該テーマを一貫してアプローチすることができる好例な人物といえる。また、「皇国」観と、「琉球処分」での同祖論的言説をおこなった人物であることを考えれば、近世の日本意識がどのように近代の遺産になったのかを検証するにふさわしい人物といえる。

その点も加味しながら、河原田の「皇国」観について考えてみたい。先に幕末期に神道に学び、明治初期から「皇国」観をもっていたことを指摘した。退官後、郷里に戻り地域振興に勤しむ河原田の活動については、本成果論集所収の増田論文が明らかにしているところであるが、同時期に河原田は地元の香取神社社掌阿久津穆軌に香取神社の社誌執筆を勧めており、その跋に「神恩ハ海ヨリ深ク山嶽ヨリ高シ然ルニ維新後物質的俗利ニ走り神徳ヲ忘却不敬神ニシテ人心日ニ敗徳ニ向フヲ嘆息シ神社ノ衰退ヲ回復シ神社ノ隆盛ト共ニ国体ノ敬神志操ヲ興起セシメ人心ノ腐敗ヲ祓ヒ清メ忠孝ノ良氏子タラシメント老軀中風病者タル不肖ノ余注意ヲ怠ラザルモノ廿余年」（『南会津郡伊南郷社香取神社誌』、大正 3 年）と、「敬神の精神」を吐露する文章を書いている（写真 4、5）。さて、本稿の課題とそれたような河原田の敬神観を長々と述べたのは、「維新後物質的俗利ニ走り」という一文に注目したからである。人心荒廃を嘆くのは年長者の特権かもしれないが、河原田が批判する「維新後物質的俗利ニ走り」という現象は、河原田の勸業実践とある種の相関関係があるともいえる。しかも、河原田の敬神観は維新前後から一貫していることを考えると、彼の「義憤」は自身の行動に対する批判へと向かう可能性があったのではないだろうか。そうであるならば、在官時に心情的な緊張関係はなかったのかどうか、「俗利」に対する抑止力は自身の中にどのように納まっていたのかという新しい疑問がでてくる⁽²¹⁾。

「勸業報国」の姿勢で自身の役割を勤しんだ河原田であったが、「改良」と「敬神」の間で河原田は近代をどのように見ていたのかという、興味深い課題がここから展開してくるが、これは次の課題になるであろう。現時点でま

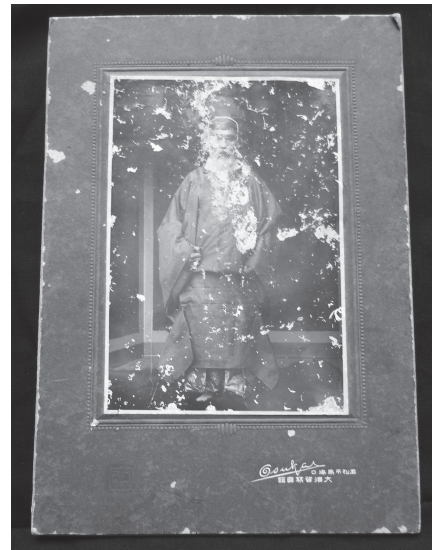


写真 4 神官姿の河原田



写真 5 香取神社

めとしていえることは、「開化」と「皇化」は「国家」を重視する点では一致しているが、相矛盾する要素も含まれていた。ただし、この矛盾も当初から大きかったわけではなく、上からの近代化を進めていた「琉球処分」の頃は「開化」と「皇化」の間も、それほど心理的矛盾は大きくなかったが、大正を迎えるころには、自身の安寧した国家観では理解できないくらいに社会の方が変貌してしまい、対応に苦慮した結果が『香取神社誌』の執筆に向かわせたのかもしれない⁽²²⁾。

まとめ

河原田が何故、琉球を日本と同じとみて、政策を遂行したのかを考えてみると、「琉球処分」という政策は、「両属体制」を否定するうえで必要なものであり、そうした政治目的において、琉球は「異国」であろうとなかろうと、「万国公法」の世界入りを目指す日本にとってそれは必要な措置であった。なおかつ、彼の皇国観からすると、「琉球処分」は抵抗なく遂行できる政策であった。

しかも、琉球は「異国」であっても、全くの「異国」ではなく、琉球王が天皇家とつながりがあったとする伝説が存在しているのならば、多少齟齬があろうとも、外見上の違いから日本とは別になるのではなく、合致するという論を述べたことは不思議ではない。

こうした国益と分類という視点の継承について水産関係の書物から確認したい。農商務省（水産局）任官以前の著作である『水産小学』（明治15年）に「水産物の利用は実に広大にして、小は万民日用の食に供し、大は国家を潤すものなれば、勉励して、講究せざるべからず、夫各種魚亀貝類は人類の滋養に適し、健康を助け、智力の基本を養成なし、其他動植物の肥料となる。魚類を常に食すれば、口に美快楽を覚え、筋肉骨血を維持して、体軀を養成す、実に魚類は、人世に必需のものなり」⁽²³⁾と、水産利用に対する多様な効用があることを記述している箇所がある。これだけを見ると、水産勸業を求める文章という必要上、当然のものであり、政治的なものではないという印象をもって不思議ではない。ただし、人間（地域）かモノかという違いはあるが、効用を軸にした“モノへの眼差し”という特徴を指摘すれば、その連続性がみえてくるであろう。

改めて河原田の活動に戻って確認するが、農商務省時代の明治18（1885）年に官命によって「水産救荒論」（未刊）⁽²⁴⁾なる書物を著しているが、そこで河原田は「水陸二蔵ノ物産ヲ以テ国家ノ用ニ充ツルハ天地自然ノ道理ニシテ是則本邦上古山海ノ幸アル所以ナリ」⁽²⁵⁾と記述している。このように「国家ノ用ニ充ツルハ天然ノ道理」と、国家への益というものを重視する姿勢を鮮明にしている。また、「古ヘノ聖人国ヲ憂ヘ民ヲ愛スルノ功ナルヨリ本草学アリ故ニ四十余部ノ本草書府県志物産書等漢書ニ載スル処水産動植食品ノ効用ヲ載セサルハナシ本邦亦然リ」という記述からは、“本草学的知識から勸業的実践”の連続的な姿勢を見つけることができる。それは、国の視点に立ち「効用」という判断基準でモノを分類する行為といえよう。こうした効用と分類について、たとえば、河原田が作成に関わった「日本水産製品分類表」（明治22年）を見ると、「食料門」・「肥料門」・「工用門」といった「効用」別で水産物を分類する作法を確認することができる。

政治と勸業という違いはあるが、「国家」・「効用」・「分類」をキーワードに考えると、そこには連続性があり、名と実が一致するという本草学的知識と皇国観がその基軸になっていたとまとめることができよう。

国益を重視する思想、利益を得るために改良と分類を行う合理的分類思想、神道への信仰と皇室への敬愛といった皇国観が、河原田の思考の背景といえる。これだけでは、並列列举の観もあるので、やや仮説ながら相互のつながりを意識して、まとめてみたい。明治維新によって、国家を重視する思考を強めた河原田にとって、国家とは天皇が統治するものであり、万世一系という系譜認識

のように、正しい道筋を把握するという歴史観があったが、こうした系譜観は天皇に限定されるものではなく、庶民の家意識（由緒観）を踏まえたもの、もしくは、相互作用を伴って強化されてきた意識といえる。始原を求め、そこに存在の正しさを見つめる意識は、交雑を経て現在があるという発想ではなく、夾雑物を取り除く作業を行うことで、「交雑」した現実よりも、歴史の始まりと正しく結びつこうとする「始原」を重視する思想と名付けることができよう。

名とモノの一致を求める本草学的知識と系譜的歴史認識とを併せ持つことで、河原田は琉球が日本の専属であることを正当視することができた。ただし、それだけではなく、当時の河原田にとって「開化」という改良の視点をもっていたことも“自己正当化”を強めた一因といえよう。かかる使命感に基づく「分類」の思想と行為が、時代と対象の違いの中でも一貫していた河原田の特徴ではないかというのが、小論の結論である。もっとも「開化」と「皇化」の意識を抱えて近代化に努めたが故に、矛盾を抱えたという逆説的帰結の存在も指摘できると思う。ただし、これらは仮説の域を出ないので、筆者が提示した論旨の批判的検証を希望して、本稿を閉じたいと思う。

付記

内務官僚として「琉球処分」を推進した河原田は、その一方で、久米村の人から中国語を習ったり、送別の書が贈られたりと、単純な敵役を演じている訳ではなく、交流もしっかりしている。政策と交友とは別次元の話とまとめることもできるが、歴史の実像とは、複雑な人間が織りなす、複雑な政治過程というのであれば、河原田の琉球で見せた立ち居振る舞いは、歴史の実像として別段不思議ではないし、「琉球処分」理解を深める一助になろう。こうした歴史の実像の深さを踏まえて、本稿のテーマに戻れば、多少なりとも柔軟さを示したつもりだが、「河原田の分類思想」という本稿の切り口や評価は、いささか図式的になっていないか反省する感も強い。

反省ついでに言えば、泉下の河原田翁は筆者がおこなった分類に対し、「お互い様」といって笑ってくれるのか、それとも「自分はモノを分類することはあったが、人間は分類していない。人を簡単に分ける失礼な奴」と怒られるのか分からないが、分類とはかくの如く厄介なものである。時代が混迷になれば「わかりたい」という欲求が強くなる。「わかりたい」の要求が強まると「分かりやすい」の罠に陥る危険性がある。“歴史に振り回されない”胆力で歴史を凝視する姿勢が必要であろう。

注

- (1) 「建議」所収、祭魚洞文庫旧蔵史料所収、陸奥国南会津郡宮沢村河原田家史料（9-109）、
- (2) 杉本つとむ『江戸の博物学者たち』（講談社学術文庫、2006年、23頁）
- (3) 杉本同書 26頁
- (4) 杉本同書 26頁～27頁
- (5) 波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合』（岩波書店、2014年）。琉球王国が日本編入される過程を、沖縄側では「琉球処分」に代えて、琉球併合と表記する動きがある。そうすることで、近代国家日本の一員になることの自明性を相対化させてきた（対極としては「植民地化」という言説がある）。こうした点に関し、明治維新研究は十分な対話を行う必要があると考えるが、今のところ活発な議論がおこなわれていない。最近、勝田政治『大久保利通と東アジア』（吉川弘文館、2016年）が刊行され、波平本の議論も摂取し、琉球処分を琉球併合と表記し、琉球併合は「日清両属体制を解消し、日本国内に組み込んで南方の国境を画定する」作業であったが「琉球側の主張に一切耳を貸さない強圧的で一方的なものであった」（132頁）とまとめている。その一方で本書の骨子は、大久保外交を対決より妥協を重視し、大久保の目指したものは「民力」によって国家の「実力」養成を図るものであったという結論になっている（193頁）。勝田本は、大久保の国家構想と外交政略を叙述するものであり、その後の展開には言及しないという立場かもしれないが、そうすると、波平ら「琉球処分」を琉球併合と書き替

える立場からの問題提起—琉球併合の歴史的立場づけやその後の方向性といったもの—を避けていることになる（単に「暴力的」だから「処分」から「併合」に書き換えるという表記の問題ではない）。大久保の国家構想と「琉球処分」の整合性や、国家建設にとって「琉球処分」がどのような意味を有していたのか、何故「強圧的で一方的」になってしまったのか、その説明は十分ではないといえる。

- (6) 本稿において引用する『琉球処分』は明治文化資料叢書版を利用。以下断りが無い限り同様。
- (7) 本資料に注目したものとして、與那覇潤『翻訳の政治学』（第2章）がある。與那覇氏は「万国公法ニ照合ニセルモノ」という分類に注目し、「日本ノ人種」という項目が「万国公法ニ照合セルモノ」の中に入っていないことを重視している。その他の言説からも「人種」言説を重視していないことを証明することで、「琉球処分」時における「人種言説の存在と非活用」というまとめかたをしている。筆者は「非活用」というレベルでまとめることができるかどうか疑問である。「非活用」というよりも、「人種」概念未成立期における「人種」の政治的活用ということではないだろうか。また「琉球処分」とは、国境を確定する（万国公法の論理）という大目標のもと、琉球を日本に専属させるという政治方針を正当化するために、「皇化」と「開化」の論理を活用したというのが、筆者の見立てである。
- (8) なお、鎌田氏もこの資料には注目しており、「河原田盛美・史料ノート」に図として一部掲載している。その際、この史料を「琉球当局者宛て河原田意見書草稿」とタイトルをつけている。「意見書」というタイトルも間違いではないが、この資料を作成する経緯や草稿文末の「右貴藩ノ議如何」という語句に注目すると、単に「意見書」と名づけることは、本資料の性格をやや失するといえる。よって本稿では、内容と性格を明示するため、「糾明状」と名づけた。
- (9) 喜舎場朝賢『琉球見聞録 付録琉球三冤録』（親泊朝擢、1914年、57頁～59頁）。この資料は8月21日に差出したことになっている。
- (10) 本資料の草稿は、「琉球秘録並鬼界島取調箇条」（祭魚洞文庫旧蔵水産史料所蔵、沖縄県（1712）、国文学研究資料館所蔵）に綴じられている。
- (11) 本引用ではこのように述べているが、河原田は先に引用した明治5年8月の日付をもつ「富強を求める建議書」（「建議」所収、祭魚洞文庫旧蔵史料所収、陸奥国南会津郡宮沢村河原田家史料（9-109）、国文学研究資料館蔵）の中では、「世界ノ人情世態ニ通セスシテ自ラ貧愚ニ陥」るのは「是日本ノ通病」として、「其病ヲ治スルハ即チ政府ノ政令教官ノ告諭ニ非サレハ能ハス」と述べて、「政府ハ父教官ハ母ニテ天下ノ衆庶ハ子ナリ」という父母の論理を利用して「上からの近代化」を奨励しているので、父母説批判は自己にも返る危険性があった。もっとも、父母の論理に見せた両義性だけを指摘するのなら、このような記述だけでよいかもしれないが、これだけでは河原田の真意の一端しか伝えていないので、余談ながら、もう1つ重要な部分を紹介しておく。それは「要スルニ治病ノ方ヲ立スンハ遂ニ全国曖昧模稜ニ陥リ開化トモ固陋トモ名号スヘカラサル国トナルヘシ」と単に上から指示に従うことを求めているわけではないという部分である。国益重視と開化の論理も河原田にとって重要な思考であったといえる。
- (12) 「時勢」については丸山眞男「歴史意識の古層」を想起する必要もあろう。
- (13) 河原田離任後の話であるが、「琉球処分」を強行した明治12年、アメリカ公使と寺島外務卿が対話し、その強硬理由として「小島ナリトテ我属地タル琉球島ヲ其儘ニ捨置訊ニハ不相成必ラズ開化ニ赴ク様奨励セズンバアラズ朝鮮ノ如キ往昔ハ随分可見ノ国ナリシト思ハル、事モアレド近世ハ極テ衰頹ノ景況ナリ是皆其儘ニ打捨置ヨリ斯クナリシナルベシ」（『琉球処分』215頁）と「開化」の問題を挙げている。これを「方便」とみるか、「信念」（使命感）とみるかで、日本側と沖縄側とで「琉球処分」をめぐる評価の違いは乖離したままであろう。
- (14) 活字本では草稿にあった「改メンスンバ大日本国ノ国権ニ関ス国権ニ関スレハ乃チ万世一系ノ帝位ヲ踐マセ玉フ」が削除されている。このように「琉球処分」推進の論理は、「皇化」と「開化」の論理が併存しているといえよう。「琉球処分」における「皇化」と「開化」の論理が併存しているという指摘は、拙稿「『琉球処分』をめぐる研究史と若干の問題提」（『琉大史学』18号、2016年9月）を参照のこと。ただし、本稿に関していえば、河原田が大事にした「皇化」の論理を琉球官人が、はたして共有し、自己の行為を顧みる契機になったのかどうかは不明である。もう一方で、「今日の不都合見るに忍びず仍て無忌憚肺肝を吐露せんがため今日態々罷越及御懇話更に別紙（糾明状のこと…引用者注記）を以て申入候」（『琉球見聞録』、57頁）という動機で「糾明状」を書いた河原田だが、本人自身もこの論理で琉球官人を納得させる気があったのか／琉球官人が納得すると思っていたのかどうかは、興味深いところである。

分類されるモノは、その基準に対して異議申し立てをすることはできないが、人間の場合には「異議申し立て」の機会が存在する。こうした「異議申し立て」の場こそ、人間を「分類」する矛盾と限界が顕在化する場といえよう。

- (15) 河原田盛美『沖縄物産志 附・清国輸出日本水産図説』（東洋文庫、2015年、28頁）。もっとも新井

白石の『南島志』にも為朝と芦が島の伝説は述べられており、『南島志』の現代語訳をした原田萬雄によると、「為朝鬼界渡」伝説の起源をたどると『保元物語』まで遡れるらしい（『現代語訳 南島志』、榕樹社、1996年、41頁～42頁）。新井白石『南島志』は、原田信男校注で、2015年に東洋文庫（平凡社）の一冊として刊行されている。そこでの解説の中で「為朝伝説に関しては……白石の眼には、この物語は一つの事実として映り、義経伝説同様にほとんど批判的考察を加えることなしに、淡々と記述を続けている」（439頁）と述べている。為朝伝説に関しては、多くの論稿があるので一先ず、白石一弓張月の系譜を指摘した、栗国恭子「白石と地図と南島と」（『がじゅまる通信』7号、1996年）、または、近世日本における琉球観形成と為朝伝説に注目したものとして、大田英昭「近世日本の琉球認識の形成と変遷—為朝渡琉伝説をめぐって」（『思想史研究』1号、2001年）、片倉穰「為朝南行伝説と義経北行伝説—二人の英雄と沖縄・アイヌ—」（『朝鮮とベトナム 日本とアジア』、福村出版、2008年）などがある。為朝に限定されないが、最近の成果として、田中優子編『日本人は日本をどうみてきたか』（笠間書房、2015年）もある。

- (16) 前掲「建議」（「祭魚洞文庫旧蔵史料」所収、陸奥国南会津郡宮沢村河原田家史料（9-109）、国文学研究資料館蔵）
- (17) 高木昭作『將軍権力と天皇』（青木書店、2003年）
- (18) 桂島宣弘『自他認識の思想史』（有志舎、2008年）特に第1章、第2章
- (19) 若尾政希・菊池勇夫編『〈江戸〉の人と身分5 覚醒する地域意識』、吉川弘文館、2010年、43頁）
- (20) 田中優子「はじめに 今「日本人が日本をどうみてきたか」を考えることの意義」（田中優子編『日本人は日本をどうみてきたか』、笠間書院、2015年、10頁）
- (21) 昭和12（1937）年と記された『河原田盛美履歴』の補筆原稿中に河原田徳作による「故翁ノ生前ヲ思ヒ出テ、」という一文がある。そこに「朝ニアル時ハ我カ国体ノ本義ニ随ヒ祭政一致ノ実ヲ挙ケ野ニ在ツテハ寸暇ニモ古今ノ書ヲ繙キ博覽強記……本居宣長、熊沢蕃山ノ学風ニ私淑シ最モ博物ニ趣味ヲ有シ之ヲ經濟更正ノ資タラシム」という記述がある。官僚時代の「祭政一致」という働きぶりは、昭和12年という時代状況を加味しながら読み取る必要があるかもしれないが、生前の河原田を知る者の人物評として、上記の課題を考える上で参考になる情報と思われる。
- (22) 前掲「故翁ノ生前ヲ思ヒ出テ、」には「治水工事ニ經濟殖産ニ文教ヲ興シ民心善導ヲ企図シテ敬神ノ良俗ヲ指導スル等枚挙ニ遑アラズ就中神社ニ対シテハ」と、河原田の全般的な活動と神社の取り組みを紹介している。特に神社とのかかわりについて、（香取神社は）「社領ノ田地ヲ流失シテ財産ナキタメ明治戊辰ノ戦乱後民心荒怠加フルニ司祭者ナキ故其式微セルヲ憂財産ヲ造リ社殿ノ改築造林等日夜回復ニ勤メラレ明治四十二年十月郷社ニ昇格県ノ幣帛料供進指定ヲ受ケルニ至リ……社格ノ高上ヲ企図シ県社指定願ニ専念準備未タ完カラザルニ遠逝」と、香取神社再興にかけた尽力を活写している。これは、県社昇格問題が昭和12年当時でも現在進行形の問題であり、河原田の意思を引き継いだ河原田徳作の思いが、河原田と神社の関係を特筆させた一因かもしれない。
- (23) 原本は変体仮名で記述されているが、読解の便を考慮して、ひらがなに書き改めた。引用は近代デジタルライブラリ版を使用した。引用箇所は20コマ（13丁～14丁）。
- (24) 『水産雑集』（国文学研究資料館蔵）
- (25) もっとも救荒という目的自体人民向けなので、「魚介ノ類ハ概ネ価格高キヲ以テ貧民ノ貯蓄ニハ海藻ヲ尤モヨロシトス」というように、国家だけでなく、人民への効用という視点も存在していること忘れてはならない。

「人民への効用」と「救荒」という視点から、河原田の沖縄経験を振り返ってみたい。在琉時代に執筆した「琉球備忘録」で、河原田は蘇鉄について「該島ノ山田荒野ニ無用ノ蘇鉄ヲ植ルヨリハ（紵を植えたほうが一引用者挿入）幾多ノ益ナラン」（『沖縄県史14』、209頁）と蘇鉄を無用物と評価しているが、「沖縄物産志」（東洋文庫版）では「山岡、原野等畑に開発す可らざるの地には悉く植へて凶荒の予備とす」（60頁）と、沖縄の実情に近い評価をくだしている。この蘇鉄に関する評価の変更は、河原田に対して2つの興味深い点を我々に示している。1点目は、「民の始点」が存在していること。2点目は、単純に資料の焼き直しでまとめたわけではなく、継続的に知識を更新した上で執筆しているということである。つまり、「国益」によるモノへの評価というものも存在しているが、それだけが河原田の判断基準ではなかったといえる。